

* 27 計画的なまちづくり

第4編 安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち

└ 第1章 自然と共生し地域の多様性を活かしたまちづくり

- └ 第1節 計画的なまちづくり
- └ 第2節
- └ 第3節
- └ 第4節

■ 目指す姿

豊かな自然や歴史的景観などの地域の多様性を活かしたまちづくりがすすめられ、まちのにぎわいが創出されています。

■ 現状・課題

●JR八王子駅など、主要駅周辺のまちのにぎわいを創出するため、さらなる取組が求められています。

●市街化調整区域の一部においては、不適切な土地利用が見られる状況にあります。そのため、市は平成23年度に「市街化調整区域の保全に向けた適正な土地利用に関する条例」を制定し、適正な土地利用の規制・誘導を行っています。

●良好な住環境を確保するため、土地区画整理事業をすすめていく必要があります。

●中町地区は「地区まちづくり推進条例」を活用し、住民が主体となって花街の雰囲気を残した伝統と文化を感じられるまちづくりをすすめています。

●市は豊かな自然・歴史・文化などを活かした良好な景観を保存・創出するため「八王子市景観計画」に基づき、潤いと風格を感じる魅力あるまちづくりをすすめています。

●市内にある国・都の未利用地等については、まちづくりの視点に立った利活用が求められています。

■ データ

■ 関連する個別計画、条例

(イラスト等)

■施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1.持続可能なまちづくり

- 高齢化の進展や人口減少など将来の社会情勢の変化を見据えた、持続可能なまちづくりを計画的にすすめます。

2.地域拠点の整備

- 地域の日常生活やコミュニティを支えていくため、それぞれの特性を活かした地域拠点の整備を計画的にすすめます。

3.主要駅周辺の整備

- 駅前にぎわいを創出するため、誰もが利用しやすく往来しやすい駅周辺の整備を行います。

- JR八王子駅と京王八王子駅周辺の一体整備をすすめます。

4.まちなみ整備の推進

- 地域の特性を活かす地区まちづくりを推進し、市民のまちづくりへの主体的な取組を促進します。

- 市街化調整区域について、自然環境や営農環境の保全及び地域の活力向上のため、適正な土地利用の規制・誘導を行います。

- 土地区画整理事業を着実にすすめ、市民の生活環境の改善に努めます。

5.都市景観の推進

- 魅力ある都市景観の創造や保全のため、市民・事業者・市の協働により良好な景観を形成していきます。

6.国・都の未利用地等の活用

- まちづくりの核となる国・都の未利用地等について、地域の活力と魅力を創出するための利活用をはかります。

■行政の役割

- ◇地域の特性を活かした拠点の整備
- ◇駅周辺の整備
- ◇適正な土地利用の推進
- ◇協働による魅力ある都市景観の形成

■市民への期待

- ◇住んでいる地域を歩き地域を知る
- ◇地域に興味を持ちまちづくりや景観セミナーに参加する
- ◇八王子市域を巡り八王子市を知る
- ◇まちづくりについて提案する

■目標設定（施策に対する指標）

施策に対する指標名	現状値	目標値		指標の意図及び説明
		平成29年度	平成34年度	
八王子の景観への市民評価度	平成23年度 37.2%	45%	60%	景観に配慮したまちづくりへの取組の度合いをはかる指標です。10年後には5人に3人が景観の良好さを実感できることを目標とします。
住み続けたいと思う市民の割合	平成23年度 88.9%	90%	92%	市民の定住意向割合から、計画的なまちづくりにより暮らしやすい地域づくりが行われている度合いをはかる指標です。10年後には10人に9人を超える方が住み続けたいと思っていることを目標とします。

(図解等)

第4編 安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち

第1章 自然と共生し地域の多様性を活かしたまちづくり

第1節

第2節 誰もが快適なまちづくり

第3節

第4節

■目指す姿

身近にみどりを感じられ、ユニバーサルデザインを基調としたまちづくりが推進されるとともに、快適に暮らすことができる生活環境となっています。

■現状・課題

●公共施設や駅などはバリアフリー化がすすんでいますが、歩道や住宅などのバリアフリー化はまだ十分であるとは言えません。誰もが安心・快適に暮らせるよう、積極的な取組が求められています。

●市は「緑化条例」に基づいて、一定規模以上の開発・建築を行う場合は事業区域内の緑化を義務づけています。今後、みどり豊かな市街地を形成していくためには、さらに積極的な取組が求められています。

●住宅の空き家が増加し地域の活力が失われ、良好な居住環境への影響が危惧されます。

●公園・緑地の整備はすすみ、市民の憩いの場は増えていますが、地域による偏りが見られます。

●地域住民のつながりによる手づくり公園の整備がすすめられています。また、地域住民が公園の維持管理を行うなど、公園が地域住民をつなぐコミュニティの場となっています。

■データ

■関連する個別計画、条例

(イラスト等)

■ 施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

●誰もが公共施設を安全・快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインを基調としたまちづくりを計画的にすすめます。

●民間施設に対して、誰もが安全・快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した整備を促進します。

2. 都市緑化の推進

●市街地開発事業や広場の整備にあわせ公園・緑地を計画的に配置し、また、道路においては街路樹の植栽をすすめ適正な維持管理に取り組みます。

●住宅地のみどりを確保するため、生け垣造成などを支援するとともに、公共施設の屋上などの緑化を推進します。

●開発事業者に対しては、自発的な緑化の取組をさらに啓発していくとともに、みどり豊かなまちなみを形成するため、環境に配慮した適正な指導を行います。

3. 快適な居住環境の整備

●住宅のバリアフリー化を推進するなど、誰もが安心して快適に暮すことができる住宅・居住環境の整備に取り組みます。

●一戸建て住宅のほか、分譲マンション・民間賃貸住宅などの既存の住宅ストックを十分に活用するための取組をすすめます。

●市営住宅の修繕や建て替えを計画的にすすめ、適切な管理運営を行います。

4. 公園・緑地の整備・維持管理

●身近にみどりを感じられる憩いの場として、公園・緑地の整備をすすめます。

●コミュニティの充実につながる手づくり公園の整備や公園アドプト制度を推進します。

■ 行政の役割

- ◇ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進
- ◇公共施設と民有地の緑化の推進
- ◇快適な居住空間の整備
- ◇公園・緑地の整備と公園アドプト制度の推進

■ 市民への期待

- ◇自宅のみどりを大事にする
- ◇公園などの施設に出掛け、みどりに親しむ
- ◇公園アドプトや緑化推進活動に参加する
- ◇事業者は事業所内や周辺のみどりを大事にする

■ 目標設定（施策に対する指標）

施策に対する指標名	現状値	目標値		指標の意図及び説明
		平成29年度	平成34年度	
市民1人当たりの都市公園などの面積	平成23年度 11.48m ²	12m ²	12.5m ²	市民が身近にみどりを感じられるまちづくりの推進の度合いをはかる指標です。都市公園などの整備については地域の偏りがないよう努め、面積の増加を目指します。
誰もが安全で快適に暮らせるまちになっていると感じている市民の割合	平成22年度 22.8%	30%	40%	ユニバーサルデザインを基調としたまちづくりの推進の度合いをはかる指標です。誰もが安全で快適に暮らせる生活環境や移動環境になっていることを実感できる市民の増加を目指します。

(図解等)

* 29 災害に強いまちづくり

第4編 安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち

└ 第2章 地域力を活かした安全で安心なまちづくり

└ 第1節 災害に強いまちづくり

└ 第2節

└ 第3節

└ 第4節

■ 目指す姿

災害から市民の生命や財産を守るために、災害に強い都市基盤の整備がすすめられ、さらに施設等の耐震化などにより都市の防災機能が向上しています。

■ 現状・課題

●火災の被害を最小限にとどめるために、延焼を防ぐ都市基盤の整備が必要です。

●地震への備えとして、上下水道・ガスなどのライフラインの耐震化をすすめることが重要です。

●公共施設の耐震化はすすめていますが、今後は民間建築物の耐震化についてもすすめていく必要があります。

●斜面地等の開発は、集中豪雨の際に家屋倒壊などにつながるおそれがあります。

●豪雨時の河川の氾濫で発生する洪水などに対する治水対策が求められています。

●市は、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、災害時用トイレなどの防災機能を備えた都市公園の整備をすすめています。

●市施設は防災拠点としての役割を担っており、さらに機能強化が求められています。

■ データ

■ 関連する個別計画、条例

(イラスト等)

■施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 都市基盤整備の推進

- 土地区画整理事業や都市計画道路の整備により、延焼を防ぐ災害に強い都市基盤整備を推進します。
- 災害時の避難場所や応急対策活動の拠点となる防災機能を備えた都市公園の整備をすすめます。
- 洪水による災害を防止するため、国や都と連携し河川などの整備に取り組みます。
- 土砂災害の防止に向け、斜面緑地の保全や森林を整備し、無秩序な開発の抑制をはかります。
- 圏央道八王子西インターチェンジ周辺地区に救援物資などを輸送するための拠点整備をすすめます。

2 都市の防災機能の向上

- 震災時に重要な役割を果たす緊急輸送道路が沿道建築物の倒壊により通行できなくなることを防ぐため、沿道建築物の耐震化をすすめます。
- 震災に備え、ライフラインの耐震化をすすめるとともに、民間建築物の耐震化を促進します。
- 倒壊による被害を軽減するためのブロック塀の生け垣化や延焼を防ぐための防火水槽の整備を推進します。
- 災害時に必要な施設や資機材等の整備を計画的に推進し、防災拠点機能を強化します。
- 新たな消防施設の設置により、防災機能の強化をはかります。

■行政の役割

- ◇災害に強い都市基盤の整備
- ◇ライフラインや民間建築物の耐震化の促進
- ◇市民の減災に向けた取組の促進
- ◇市施設の防災拠点の機能強化

■市民への期待

- ◇自宅の耐震度を知る
- ◇土砂災害や浸水など周囲における危険性を知る

■目標設定（施策に対する指標）

施策に対する指標名	現状値	目標値		指標の意図及び説明
		平成29年度	平成34年度	
特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率	平成24年度 6.1%	30%	60%	災害に強い都市の防災機能の向上の度合いをはかる指標です。都が指定した「特定緊急輸送道路」沿道の旧耐震基準で建てられた建築物の耐震化率です。10年後には6割とすることを目標とします。
下水道の耐震化率	平成24年度 34%	65%	100%	災害に強い都市の防災機能の向上の度合いをはかる指標です。防災拠点から下水処理場までの管路などを「重要な管路」と位置づけ、10年後には全ての「重要な管路」約412kmを耐震化することを目標とします。

(図解等)

※ 施策番号 施策名
30 防災体制の充実

第4編 安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち

第2章 地域力を活かした安全で安心なまちづくり

第1節

第2節 防災体制の充実

第3節

第4節

■目指す姿

市民が高い防災意識を持ち、地域による防災体制が充実しています。また、大規模災害発生時に迅速・的確に対応するため、関係機関との連携体制や災害後の復旧・復興の仕組みが整っています。

■現状・課題

●市の自主防災組織の結成率は、74.2%（平成23年度）となっていきます。東日本大震災以降、市民一人ひとりの災害に対する備えや意識が高まっており、防災力を高めるためには、さらに自助・共助の体制を推進することが重要です。

●災害時における被災者支援を迅速かつ効率的に行う必要があります。

●東日本大震災では、携帯電話などがつながらない状況や防災無線が場所により聞こえにくい状況が発生しました。今後、災害情報の伝達手段を拡充することが求められています。

●広域的な災害発生時には、近隣自治体との連携体制だけでなく、被災していない遠隔地の自治体からの支援が必要となります。

●東日本大震災では、大量の災害廃棄物の処理が課題のひとつになっています。こうした被災地の実態を踏まえて、災害時における迅速な復旧・復興に必要な仕組みをつくる必要があります。

■データ

■関連する個別計画、条例

(イラスト等)

■施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1. 災害に対する備え

- 市民を災害から保護するため、市民や関連機関などと連携し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興にいたる一連の防災活動を見直し、災害に対する備えを強化します。

2. 自助・共助体制の充実

- 防災マップ、洪水・土砂災害ハザードマップなどを通じて防災意識の啓発をはかります。また、地域における防災訓練などを通じて、災害に関する知識の普及や防災意識の向上に努めます。
- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織の結成を促進するとともに継続的な活動を支援します。
- 災害時の地域住民の避難誘導などを行うため、地域住民自らの防災力を高めるとともに、自主防災組織や関係機関との連携を強化します。
- 災害時要援護者への避難支援を行うため、町会・自治会や自主防災組織、民生・児童委員などを中心とした地域支援組織と連携をすすめます。

3. 危機管理対策

- 自然災害だけでなく鉄道などの大規模事故やテロなどの重大事件、感染症の発生などの緊急事態に適切に対処できるよう、危機管理体制を強化します。
- 武力攻撃災害による被害を最小限にするために、市民が国民保護に関する正しい知識を身につける必要があることから、国民保護計画を市民に周知します。

4. 防災情報の迅速な提供

- 防災メール・防災無線など多様な手段を活用し、情報伝達手段の複線化をはかることで、確実に災害情報を市民に伝達します。

5. 関係機関等との連携強化

- 災害時の帰宅困難者対策や医療対策などを迅速に行うため、鉄道事業者・企業・医療機関などとの災害時協力体制を強化していきます。
- 総合防災訓練のほか、警察・消防・消防団や学校などと連携した地域の防災訓練を充実します。
- 広域災害に備えるため、姉妹都市や甲州街道沿道の各市に加え遠隔地の自治体との災害時相互応援体制を構築するなど、自治体間共助を強化します。

6. 復旧・復興体制の整備

- 災害時における迅速な復旧・復興に必要な仕組みをつくります。
- 大規模災害発生時の被災者への住宅支援や生活再建支援を迅速かつ円滑に行うための被災者支援システムを構築します。

■行政の役割

- ◇災害に対する知識の普及や防災意識の啓発
- ◇地域防災力の向上と関係機関等との連携強化
- ◇危機管理体制の強化
- ◇迅速な復旧・復興体制の構築
- ◇自治体間共助体制の構築

■市民への期待

- ◇日頃から避難経路や持ち出し品の確認を行い、定期的に非常用食料や水の備蓄確認をする
- ◇地震の際に家具が倒れないように工夫する
- ◇地域の人と顔見知りになる
- ◇地域の防災訓練に参加する

■目標設定（施策に対する指標）

施策に対する指標名	現状値	目標値		指標の意図及び説明
		平成29年度	平成34年度	
各家庭で災害時のための食料及び飲料水などを備えている市民の割合	平成23年度 23.7%	50%	80%	災害対応で大切である「自助」の推進の度合いをはかる指標です。3日間の食料及び飲料水などを備蓄している市民の割合を10年後には8割とすることを目指します。
1年間のうちに防災訓練に参加したことがある市民の数	平成23年度 52,046人/年	84,500人/年	118,200人/年	地域における「共助」による防災力の向上の度合いをはかる指標です。10年後には全市民の約5人に1人が防災訓練を経験していることを目標とします。

(図解等)

* 31 防犯体制の充実

第4編 安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち

└ 第2章 地域力を活かした安全で安心なまちづくり

- └ 第1節
- └ 第2節
- └ 第3節 防犯体制の充実
- └ 第4節

■ 目指す姿

市民の防犯意識が高まり、地域による防犯活動が実施されています。また、犯罪を防ぐ対策がすすみ、市民が安全で安心した日常生活を送っています。

■ 現状・課題

- 市は、平成16年度に「安全・安心まちづくり指針」を策定し、防犯に配慮したまちづくりを推進しています。今後も空き巣などの被害を防ぐため、防犯対策の普及・啓発が重要です。
- 市は駅周辺の繁華街で、しつこくつきまとう勧誘行為や違法な置き看板等に対するパトロールを行っていますが、さらに充実していくことが必要です。
- 市の講習を受けた地域防犯リーダー数は、平成24年度現在556人となっています。今後も地域防犯リーダーを増やし、防犯活動の輪を広げていくことが必要です。
- 多様な犯罪から身を守るために、一人ひとりの防犯意識を高めることが求められています。
- 市は平成23年度に「暴力団排除条例」、平成24年度に「空き家の適正管理に関する条例」を制定し、市民及び事業者の安全・安心な生活の確保に努めています。

■ データ

■ 関連する個別計画、条例

(イラスト等)

■施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 生活安全対策の充実

- 住宅については、補助錠を設置するなど防犯効果を高める取組の普及・啓発を行います。
- 不特定多数が出入りする集合住宅や商業施設などについては、防犯カメラの設置などを推奨します。
- 道路や公園などの公共施設については、防犯灯などの設置や樹木の剪定など、犯罪が発生しにくい環境づくりを推進します。
- 防犯の視点から、空き家の適正管理を促進します。
- 安全・安心なまちづくりをすすめるため、市民や関係機関と連携し市内全域のパトロールを強化します。

2 地域の防犯体制の充実

- 日頃から地域のつながりを深め、地域の防犯力を高めていく取組を充実します。
- 地域での防犯活動を推進するため、防犯協会や自主防犯組織への支援を行います。

3 防犯意識の向上

- 防犯情報をホームページやメール配信などで迅速に提供します。
- 防犯意識の向上をはかるため、関係機関と連携し防犯講習会などを実施します。
- 防犯指導員の個別訪問によるアドバイスなど、防犯における啓発活動を実施します。

4 暴力団排除の推進

- 市民の安全で平穏な生活を確保するため、警察などの関係機関と連携し暴力団排除活動を推進します。
- 市民の暴力団排除意識の高揚をはかるため、相談会を実施するなど啓発を行います。

■行政の役割

- ◇防犯効果を高める取組の普及・啓発
- ◇犯罪が起こりにくい環境の整備
- ◇地域の防犯活動の推進
- ◇暴力団排除に向けた活動の推進
- ◇関係機関との連携

■市民への期待

- ◇近所のピーポくんの家の場所を確認する
- ◇自宅や自転車などに確実にカギかけをする
- ◇市の防犯メールへ登録し防犯対策に活用する
- ◇地域の防犯パトロールに参加する

■目標設定（施策に対する指標）

施策に対する指標名	現状値	目標値		指標の意図及び説明
		平成29年度	平成34年度	
地域防犯リーダーの人数	平成24年度 555人	1,000人	1,500人	地域の防犯体制の充実度をはかる指標です。市の講習を受講し、各地域で自主防犯活動を牽引する地域防犯リーダーが全ての地域で満遍なく活動できていることを目標とします。

(図解等)

* 32 交通環境の充実

第4編 安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち

第3章 快適で人にやさしい交通環境づくり

第1節 交通環境の充実

第2節

第3節

第4節

■目指す姿

地域における交通環境が改善され、市民の利便性が向上しています。また、市民の交通安全意識が高まり、交通事故が減少しています。

■現状・課題

●市は鉄道駅にエレベーター等を設置し、利用環境の改善をすすめきました。バスや自動車、歩行者が集中する主要駅においては、乗り換えしやすいなどさらなる利便性の向上が求められています。

●市内の交通渋滞の状況は、幹線道路の整備などにより改善されてきていますが、依然として渋滞が生じている場所があります。今後も道路の拡幅や計画的な道路の整備を行っていくとともに、公共交通の活用をはかっていくことが必要です。

●自転車対歩行者の事故では、主な過失が自転車側にあった事故の割合が年々増加しています。そのため自転車利用者のマナー向上を求める声が高まっています。

●高齢者自身が当事者となる交通事故が増加しています。また、子どもをはじめとする交通弱者を事故から守る取組が求められています。

■データ

■関連する個別計画、条例

(イラスト等)

■施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1. 交通環境の改善

- 市民が快適に移動できるよう、幹線道路などの整備を計画的にすすめます。
- 利用者の安全性や利便性を高めるため、主要駅周辺の整備をすすめ交通結節点の機能強化をはかります。

2. 交通渋滞の緩和推進

- 右折レーン設置などによる交差点改良をすすめるとともに、JR横浜線の立体交差化及び国道16号バイパス無料化などを促進します。また、JR中央線の連続立体化についてもJRに働きかけていきます。
- 自動車から公共交通への利用転換を促進します。

3. 交通安全教育の推進

- 市民一人ひとりの交通安全意識の向上をはかるため、関係機関と連携し交通安全教育を充実します。特に、高齢者や子どもを交通事故から守る安全教育を推進します。
- 自転車利用者のマナー向上を目指した交通安全教育を強化します。

■行政の役割

- ◇市民が移動しやすい交通環境の整備
- ◇交通渋滞解消に向けた道路環境の改善
- ◇公共交通利用の促進
- ◇交通安全意識の高揚・自転車のマナーを向上させる教育の推進

■市民への期待

- ◇交通ルール・マナーを遵守する
- ◇交通安全講習会に参加する
- ◇公共交通を利用する

■目標設定（施策に対する指標）

施策に対する指標名	現状値	目標値		指標の意図及び説明
		平成29年度	平成34年度	
市内の道路が渋滞なく利用できると感じている市民の割合	平成22年度 26.3%	34%	42%	道路整備や交差点改良などによる交通環境の改善度をはかる指標です。渋滞なく利用できていると感じている市民の増加を目指します。
交通事故数	平成23年度 2,338 件/年	2,000 件/年	1,700 件/年	道路の安全対策の向上の度合いをはかる指標です。5年後には10年前の半減、その後さらに減少させることを目指します。

(図解等)

* 33 安全・快適な道路環境の整備

第4編 安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち

└ 第3章 快適で人にやさしい交通環境づくり

└ 第1節

└ 第2節 安全・快適な道路環境の整備

└ 第3節

└ 第4節

■ 目指す姿

生活に密着した道路では、歩行者などの安全が確保されるとともに自転車の利用が促進され、誰もが快適に移動できています。

■ 現状・課題

●市は自転車駐車場を市内の鉄道各駅に整備するなど、環境負荷の少ない自転車の利用を促進しています。今後、自転車の利用を広げていくための利用環境の整備が求められています。

●市内にはまだ多くの狭い道路があるため、安心して通行できる道路整備が求められています。

●幹線道路の渋滞を回避するため、通学路などの生活道路を通過する自動車が多い状況にあります。

●市は地域住民などと協働して、身近な道路の維持管理を行う道路アドプト制度を推進しています。

■ データ

■ 関連する個別計画、条例

(イラスト等)

■施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1. 自転車交通の推進

- 環境負荷の少ない自転車の安全な利用を促進するため、走行環境や自転車駐車場の整備などを推進します。

2. 道路の安全・快適性向上

- 安全な道路環境を確保するため、狭い道路の拡幅や交通安全施設の整備をすすめます。
- 子どもをはじめとした歩行者の安全を確保するため、各地域の実情に配慮し、通学路などの安全対策に努めます。
- 地域住民による道路アドプト制度をさらに推進します。

■行政の役割

- ◇自転車が利用しやすい環境の整備
- ◇道路の安全確保と道路アドプト制度の推進

■市民への期待

- ◇自転車を利用する
- ◇自転車駐車場を利用し自転車を放置しない
- ◇物を置くなど通行の妨げになることをしない
- ◇営業車などはスクールゾーンを通行しないよう配慮する

■目標設定（施策に対する指標）

施策に対する指標名	現状値	目標値		指標の意図及び説明
		平成29年度	平成34年度	
自転車駐車場の利用率	平成24年度 83.3%	86%	90%	自転車利用の普及度をはかる指標です。有料市営自転車駐車場の利用率を10年後には9割とすることを目標とします。
市道整備割合	平成23年度 83%	84.5%	86%	市の道路の安全性・快適性の向上の度合いをはかる指標です。市の認定道路の拡幅等の整備割合を今後5年間ごとに1.5ポイントずつ向上させることを目標とします。

(図解等)

第4編 安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち

第3章 快適で人にやさしい交通環境づくり

第1節

第2節

第3節 都市間交通網の整備促進

第4節

■目指す姿

首都圏南西部の交通体系の構築がはかられ、周辺都市との円滑な交通アクセスが確保されることにより、人の往来や物流が活発になっています。

■現状・課題

●圏央道八王子西インターチェンジから関越道方面へアクセスできるよう、利便性の向上が求められています。

●圏央道へのアクセス道路である新滝山街道は整備されました
が、本市と周辺都市を結ぶ主要幹線道路の整備は十分ではありません。

●相模原市がリニア中央新幹線中間駅の候補地となっており、多くの利用者が見込まれます。今後、本市への新たな人の流れが生み出されることが期待されています。

●多摩都市モノレールの市内への延伸構想は具体化されていません。

■データ

■関連する個別計画、条例

(イラスト等)

■施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 広域・主要幹線道路の整備

●圏央道八王子西インターチェンジから関越道方面へのアクセスを確保するとともに、地域を支える幹線道路の整備を推進します。

●周辺都市への道路交通の連絡性を高めるため、主要幹線道路の整備を国や都に働きかけていきます。

2 近隣市等との連携強化

●相模原市のリニア中央新幹線中間駅開設に向け、本市に新たな人の往来や物流を創出するため、相模原市をはじめとする近隣市と連携体制を構築します。

●市内交通機関の充実をはかるため、多摩都市モノレールの八王子駅までの延伸を関係機関に働きかけていきます。

■行政の役割

- △広域・主要幹線道路の利便性向上に向けた取組の推進
- △新たな交通体系に備えた近隣自治体との連携強化や関係機関への働きかけ

■市民への期待

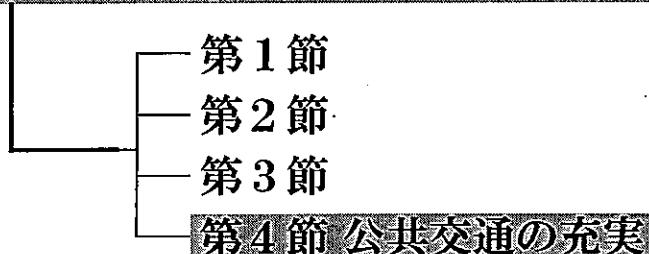
■目標設定（施策に対する指標）

(図解等)

* 35 公共交通の充実

第4編 安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち

第3章 快適で人にやさしい交通環境づくり



■目指す姿

鉄道や路線バスなどの公共交通が定時に運行されるなど、利用者の利便性が向上しています。

■現状・課題

●交通渋滞などにより、路線バス運行の定時性が確保されない場合があります。

●路線バスの系統数は増えていますが、高齢化や地域の人口減少により、移動手段の確保が困難な地域があります。

●JR八高線やJR横浜線などの既存鉄道の利便性向上が求められています。

■データ

■関連する個別計画、条例

(イラスト等)

■施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1. バス交通の充実

●バス事業者との連携を強化して、利用しやすい路線バスの環境整備をはかります。

●はちバスの運行や地域で運営されるバスなどの運行支援により、交通空白地域における移動手段の確保に努めます。

2. 既存鉄道の利便性向上

●JR八高線の複線化やJR横浜線の輸送力強化、JR八高線とJR横浜線の相互乗り入れなどをJRに働きかけていきます。

■行政の役割

- ◇バス交通に対する利便性向上に向けた取組の推進
- ◇既存鉄道に対する利便性向上に向けた働きかけ

■市民への期待

- ◇公共交通を積極的に利用する

■目標設定（施策に対する指標）

施策に対する指標名	現状値	目標値		指標の意図及び説明
		平成29年度	平成34年度	
公共交通機関が利用しやすいと感じている市民の割合	平成24年度 50.9%	55%	60%	公共交通機関の利便性をはかる指標です。10年後には5人に3人が利用しやすいと感じていることを目標とします。

(図解等)